

**平成 30 年度神奈川県離職者等委託訓練事業「専門人材育成コース」  
実施業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項**

平成 29 年 12 月 22 日

発注者 神奈川県立産業技術短期大学校  
校長 荻田 浩司

1 委託業務の名称

離職者等委託訓練事業「専門人材育成コース」実施業務委託

2 事業の趣旨

本業務は、正社員就職を希望する非正規雇用労働者等を対象に、企業が求める国家資格等の高い職業能力の習得を支援し、正社員就職の実現を目指すことを目的としています。

3 委託訓練実施機関の主な業務

- (1) 受講希望者向け説明会又は見学会の実施
- (2) 受講申込者の選考（面接、小論文等）
- (3) 受講生の出欠席の管理及び指導
- (4) 訓練の指導記録の作成
- (5) 雇用保険給付及び職業訓練受講給付金等に係る事務処理
- (6) 受講生の欠席届等に係る各種証明書等の添付の確認及び提出指導
- (7) 受講生の住所、氏名等の変更に係る事務処理
- (8) 受講生の中途退校に係る事務処理
- (9) 受講証明書、欠席・遅刻・早退届、添付証明書等の提出
- (10) 事故・災害発生時の連絡及び職業訓練生総合保険に関する事務処理
- (11) 訓練実施状況の把握及び報告
- (12) 受講生の能力習得状況の把握及び報告
- (13) 受講生に対する就職支援（ジョブ・カードの作成支援、職務経歴書・履歴書等の作成指導、面接指導、キャリアコンサルティング、委託元と連携した職業紹介の実施等）
- (14) 就職状況の把握及び報告（中途退校者及び修了後 1 か月後、2 か月後、3 か月後時点）
- (15) 定着状況の把握及び報告（就職後 180 日時点）
- (16) 能力評価及び職業能力証明シートの作成
- (17) その他、県が必要と認める事項

4 委託訓練の種類

次の委託訓練を実施します。各委託訓練の概要は、別表「平成 30 年度神奈川県離職者等委託訓練事業「専門人材育成コース」の概要」のとおりです。

(1) 訓練コースの種類

ア 名称独占資格等取得コース

公的職業資格のうち業務独占資格又は名称独占資格の取得を訓練目標としており、訓練期間中に資格試験及び合格発表があること。（修了により資格が付与される場合を除く。）

イ ITスキル資格取得コース

経済産業省により公表されている「ITスキル標準（ITSS）」において「要求され

た作業を全て独力で遂行する」ことができることとされているレベル3（ミドルレベル）」相当以上の資格取得を目標としており、訓練期間中に資格試験及び合格発表があること。（修了により資格が付与される場合を除く。）

ウ 職業実践専門課程コース

学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成25年文部科学省告示第133号）に基づき文部科学大臣が認定した職業実践専門課程であること。

エ 専門職学位課程コース

学校教育法に定める専門職大学院が実施する専門職学位課程であること。

(2) 訓練科

訓練科を提案するに当たって、次の事項に留意してください。

ア 附帯事業ではなく、受講生も本科生と同じ位置付けにすること。（本科生に専門士や短期大学士を付与している場合は、受講生にも付与すること。）

イ 一般向けに開設している教育訓練の定員の一部として入校させた上で同一環境下において訓練を実施して差し支えないものとする。このため、受講申込者数に関わらず、原則開講すること。

ウ 県の募集パンフレットにより定員を超える申込者があると予想することができること。

エ 訓練修了後、80%以上の正社員就職率を達成できる見込みがあること。

オ 男女を限定した受講者の提案は行えないこと。ただし、本科生が男女を限定している場合は、可とする。

カ 県立職業技術校、県立産業技術短期大学校で実施しているものと同一の訓練科の提案は認めない。

キ 特別の法律に基づかない医療類似行為に係る能力習得を目的とし、訓練実施上、身体への接触が不可避なものの提案は認めない。

(3) 受講対象者

次のア、イのいずれかに該当する離職者で、且つウからクのいずれにも該当する方を対象者とします。

[いずれかに該当]

ア 雇用保険受給資格があり、公共職業安定所長の受講指示が得られる者

イ ア以外の者で、公共職業安定所長の受講推薦又は支援指示が得られる者

[いずれにも該当]

ウ 委託訓練実施機関の学則等で定められた入学資格の学歴を有する者（学校教育法第90条第1項の規定により大学に入ることができる者等）

エ 概ね45歳未満の者

オ 直近の就業形態において有期労働契約などによる非正規雇用労働者など、就業経験において不安定就労の期間が長いことや、安定就労の経験が少ないことにより能力開発機会が乏しかった者又は出産・育児等により長期間離職していた女性等

カ 国家資格等高い知識及び技能を習得し正社員就職を希望する者

キ 当該訓練科を修了し対象資格等を取得する明確な意思を有する者

ク ハローワークにおける職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受け、職業経験の棚卸し及び職業生活設計等の結果、当該訓練の受講が必要と認められる者

5 委託訓練実施機関の要件

受託希望機関は「4 委託訓練の種類（2）訓練科」により提案書を提出しようとする訓練

科を実施し、当該訓練について修了実績及び就職率を上げており、安定した事業運営が可能であるものに限ります。

その他、次の要件を具備していること。

(1) 訓練実績

提案する訓練科について、受託希望機関における直近2年程度の正社員就職率実績が、80%以上であること。(ただし、介護福祉士及び保育士養成コースについては、正社員に限らず、就職率が80%以上であること。)

(2) 訓練期間及び訓練時間

訓練期間は1年以上2年以下とし、1年間の総訓練時間は1,400時間以上(2年間の場合は、2,800時間以上)であること。ただし、次のいずれかに該当する場合は1年間の総訓練時間を700時間以上(2年間の場合は、1,400時間以上)とする。

ア 厚生労働大臣の指定する介護福祉士及び保育士の養成課程であるもの、又は各所管大臣が指定する養成施設で1年以上の養成課程であるもの

イ 文部科学大臣が認定する職業実践専門課程であるもの、又は学校教育法に基づく専門職大学院における専門職学位課程であるもの

ウ 受託希望機関の一般の受講者における直近2年程度の国家資格等合格率が概ね全国平均以上であるもの

(3) 設備基準

ア 教室等は1人当たりのスペース(1.65㎡)を十分確保すること。

イ 建物の構造は、堅ろう度、換気、採光、照明、保温、防湿、清潔、避難その他安全衛生面から、また配置は、通所の便、安全衛生、風紀上の環境からみて適切であること。

ウ 訓練に必要な機器、設備が養成施設等の指定基準等に適合していること。

エ 施設外実習が必要な訓練科は、各受託先があらかじめ実習施設等を確保しておくこと。

(4) 指導体制

ア 訓練指導者は、職業訓練指導員免許を有する者又は職業能力開発促進法第30条の2第2項に規定する者(担当する科目の訓練内容に関する実務経験を5年以上有する者、学歴又は資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者等職業訓練の適切な指導が可能なる者を含む。)であること。

イ 講師から直接講義を受ける通学方式であること。

ウ 養成施設等の指定基準等で要件が定められている場合は、その基準を満たすこと。

(5) 就職への支援体制

ア 就職支援機能を強化するため、必ず就職支援責任者を配置すること。就職支援責任者は、訓練実施日数のうち50%以上の日数は、当該訓練実施施設にて業務を行うこと。

イ 就職支援内容として、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施を必須とするため、ジョブ・カード作成アドバイザー又はキャリアコンサルタント(国家資格等)保持者を配置すること。

ウ 職業紹介を行う場合には、必ず無料職業紹介又は有料職業紹介の許可(又は届出)の手続きを行った上で実施すること。

(6) 個人情報保護の取扱い

個人情報保護法に基づく体制が整備されていること。具体的には次の要件を満たしていること。

ア 個人情報保護法に基づく体制が整備されていること。

イ 個人情報保護法の教育研修がなされていること。

ウ 情報漏洩対策・電子文書保全のセキュリティ対策がなされていること。

エ 外部犯罪対策(サイバーアタック対策、不正侵入防止、ウイルス対策、情報セキュリテ

ィ点検) がなされていること。

オ 個人情報取扱いに関する社内規程等が整備されていること。

(7) その他

ア 原則として法人格を有し、概ね1年以上、委託訓練事業以外の事業で安定した運営実績があり、委託訓練事業の実施に支障がないと認められること。

イ 本県内に委託訓練事業の拠点となる設備と委託訓練事業を適正に運営する能力を有した人員が常駐する事業所があり、その委託訓練事業を実施し統括すること。

ウ 委託訓練事業を適正かつ円滑に実施するために、必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。

エ 委託訓練事業の財務処理が、他の事業と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等委託訓練事業の収支の状況を明らかにする書類を整備すること。

オ 委託訓練事業を法令及び県の定めるところにより適切に実施し、県から必要な指示、指導を受けた場合は、速やかに従うこと。

カ 受講者の訓練に係わる書類等委託訓練事業に係わる書類を整備し、その管理が確実に行われること。

キ 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第101条の2の7第2号に規定する専門実践教育訓練の運営における不適正な行為等により指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者でないこと。

ク 神奈川県建設工事暴力団対策協議会設置要綱に基づく指名除外期間中の者でないこと。

ケ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

コ 事業税並びに消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

サ 労働保険加入事業所であり、労働保険料を滞納している者でないこと。

シ 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に違反していないこと。

ス 個人情報管理状況及び訓練実施状況等確認のために県が行う立ち入り検査、抜き打ち検査を受け入れること。

6 委託業務に係る説明会

次のとおり委託業務に係る説明会を開催します。

日 時 平成30年1月9日(火) 14時から

会 場 神奈川県立産業技術短期大学校

※(別紙)委託訓練説明会出席票をメールで1月9日(火)10時までに送付してください。  
([jinzaic.itaku@pref.kanagawa.jp](mailto:jinjaic.itaku@pref.kanagawa.jp))

7 提案参加に関する手続

(1) 参加意思申請書及び企画提案書等の様式の入手

参加に必要な様式は、平成29年12月22日(金)から平成30年1月12日(金)までの間に「かながわ電子入札共同システム」からダウンロードし、ご使用ください。

(2) 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問がある場合には、まずは電話でお問合せください。内容により公開する必要があると判断した場合は、質問票を提出していただきます。

質問票に対する回答は、「かながわ電子入札共同システム」により回答します。

ア 問合せ先 045-363-1992

神奈川県立産業技術短期大学校 人材育成支援センター 委託訓練担当

イ 提出書類 質問票

ウ 提出期間 平成30年1月9日(火)から1月10日(水)17時まで(必着)

- エ 提出方法 メール ([jinzaic.itaku@pref.kanagawa.jp](mailto:jinzaic.itaku@pref.kanagawa.jp))
- オ 提出先 神奈川県立産業技術短期大学校 人材育成支援センター 委託訓練担当
- カ 回答日 平成30年1月11日(木)(質問票による質問があった場合に掲載)

(3) 参加意思申請書の提出

参加を希望する者は、参加意思申請書を提出してください。参加意思申請書の提出がない者の参加は認められません。

- ア 提出書類 参加意思申請書
- イ 提出期限 平成30年1月11日(木)17時まで(必着)
- ウ 提出方法 持参、郵送又はメール ([jinzaic.itaku@pref.kanagawa.jp](mailto:jinzaic.itaku@pref.kanagawa.jp))
- エ 提出先 神奈川県立産業技術短期大学校 人材育成支援センター 委託訓練担当

8 提案書の提出

参加者は、本要項に基づき、提案書を作成し提出してください。

(1) 提出方法等

- ア 提出書類 (3)のとおり ※一部電子データ(CD-R)で提出〔(3)イ(ウ)及び(シ)〕
- イ 提出部数 原本1部、写し1部(ただし、複数本の提案をする場合、事業者に関する書類は原本1部のみ。)

上記とは別に委託訓練カリキュラム(様式第2-1号)及び訓練科提案理由書(様式第2-2号)の写しを各1部追加してください。

- ウ 提出期限 平成30年1月12日(金)17時まで(必着)
- エ 提出方法 持参又は郵送(持参する場合は、事前に日時の連絡をお願いします。)
- オ 提出先 神奈川県立産業技術短期大学校 人材育成支援センター 委託訓練担当

(2) 提案書提出のコース数等の制限

各訓練実施機関が提出可能な本数の制限はしない。ただし、複数本の提案書を提出する場合は、提案書が複数選定されても、訓練の実施ができることを前提とする。

(3) 提出書類

- ア 事業者ごとに必要な書類
  - (ア) 雇用保険の適用事業所設置届の写し
  - (イ) 職業紹介の許可・申請を証明する書類の写し(実施しない場合は不要)
  - (ウ) 法人登記簿謄本(6か月以内、コピー可)
  - (エ) 法人の定款、寄付行為等の写し
  - (オ) 直前決算期の財務諸表等の写し(経営審査事項証明等可)
  - (カ) 学校紹介パンフレット、平成30年度募集要項(本科生)
  - (キ) 個人情報取り扱い規定の写し
  - (ク) 養成施設にあつては、指定に係る所管大臣の文書の写し
  - (ケ) 職業実践専門課程コースにあつては、認定に係る文部科学大臣の文書の写し

イ 訓練科ごとに必要な書類

- (ア) 委託訓練提案書(様式第1-1号)
- (イ) 委託訓練提案の必須要件確認(様式第1-2号)
- (ウ) 委託訓練カリキュラム(様式第2-1号)、訓練科提案理由書(様式第2-2号)

※紙媒体のほか、電子データを提出

- (エ) 訓練実施施設の概要(様式第3号)
- (オ) 訓練実施経費見積書(様式第4-1号)、本科生の授業料等に関する事項(様式第4

－ 2 号)

- (カ) 講師台帳 (様式第 5 号)
- (キ) 使用教材一覧表 (様式第 6 - 1 号)、教材以外で自己負担を要するもの一覧表 (様式第 6 - 1 号 (別紙))、使用ソフト等一覧表 (様式第 6 - 2 号)
- (ク) 訓練実施運営・就職支援体制 (様式第 7 - 1 号)、就職支援予定 (様式第 7 - 2 号) 就職支援実施状況 (任意様式)、組織図 (部署、氏名入り) (任意様式)、
- (ケ) 委託訓練使用教室等の概要 (教室、実習室の図面、写真等を添付の上、避難経路を明示すること) (様式第 8 号)
- (コ) 提案する訓練科の状況 (就職状況、在籍状況、資格取得状況) (様式第 9 号)
- (サ) 個人情報保護法に係る組織体制・従業員の教育監督体制 (様式第 10 号)
- (シ) 募集案内地図等 (様式第 13 - 1 号、様式第 13 - 2 号及び様式第 13 - 3 号)  
※紙媒体のほか、電子データを提出
- (ス) その他審査等に必要な書類

## 9 委託訓練実施機関の選定方法

### (1) 選定手順

委託訓練実施事業者の選定は、次の手順で行います。

ア 審査会を設置し、提案書の内容を次の選定基準に基づいて評価を行い、順位付けを行う。

評価項目	評価内容	評価割合
訓練評価	就職実績 カリキュラム 資格取得の取組 教育訓練の実績 適正な運営の実績	40%
施設評価	訓練会場の状況 訓練会場の確保状況	15%
就職支援体制評価	ジョブ・カード作成支援体制 職業紹介事業 就職支援業務の内容	15%
事務体制評価等	事務担当者の配置 サービスガイドライン研修受講者の配置 安定した事業運営 個人情報保護体制	10%
価格評価	見積価格	20%

イ 審査会からの意見を踏まえ、原則として選定基準に基づいた評価の高いものから順に選定する。

ウ 見積価格が予定価格を超えた場合は選定しない。

エ 選定された提案者と協議が整わない場合は、次点提案者と契約手続を行う。

オ 国との協議により提案内容を修正する必要がある場合は、別途提案者と調整する。(別表「注3」参照)

### (2) 参加が無効となる場合

参加意思申請書及び企画提案書が以下に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの。
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 選定結果について

委託決定事業者のみ「かながわ電子入札共同システム」に掲載します。  
平成 30 年 1 月 25 日（木）（予定）

## 1 0 訓練実施委託費

### (1) 上限額

訓練コースの委託費の単価は、受講生 1 人当たり、個々の経費の積み上げによる実費とし、別表「平成 30 年度神奈川県離職者等委託訓練事業「専門人材育成コース」の概要」に示す単価を上限額とします。

ただし、通常の入学者が支払う入学金及び授業料等の総額（テキスト代等は除く）を訓練月数（12 又は 24 か月）で割った単価（「通常の授業単価」）が上限額を下回る場合は、当該「通常の授業単価」を上限額とします。

なお、上限額の範囲内で予定価格を別途算定します。

### (2) 支払等

委託費の支払は、四半期ごととし、委託訓練実施機関からの請求により、訓練の行われた期間について委託元から支払われます。

#### ア 支払対象及び支払対象月

あらかじめ定められた訓練時間の 80%に相当する時間の訓練を受講した者を対象に委託費を算定し、支払を行う（当該要件を満たす月について以下「支払対象月」という。）。

また、算定基礎月において、あらかじめ定められた訓練時間の 80%に相当する訓練を受講していない場合であっても、対象四半期の全訓練期間（受講者が中途退校した場合は退校までの期間）における訓練時間の 80%に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、対象四半期の全訓練期間について支払対象月とする。

#### イ 受講者数

委託契約金の基礎となる受講者数は入校日において確定する。（合格者が受講開始までの間に就職などの事由により受講をキャンセルすることがあるため。）

#### ウ 委託費の返還

委託訓練実施機関が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、当該委託訓練実施機関はすでに支払った委託費の額の全部又は一部を返還する。

## 1 1 定着支援経費の支給

### (1) 支給基準

訓練修了後、3 か月以内に関連職種に就職した者について、就職後 180 日継続して雇用されていた場合、1 人当たり 54,000 円（税込）を支給します。

### (2) 定着支援経費の取扱いの留意点

訓練内容に関連する職業への就職であれば雇用形態は問わないものとします。

## 1 2 受託上の留意点

### (1) 受講生が負担する費用

入校料、受講料は無料とします。ただし、次の項目については受講生の負担とします。受講者の募集時に内容及び金額を明示し、その金額以上の負担を受講者に負わせないものとします。

- ア テキスト代及び教材費
  - イ 資格取得及び登録に係る費用
  - ウ 健康診断受診料等
  - エ 職業訓練生総合保険加入費（又は本科生が加入している傷害賠償保険加入費）
  - オ 補講費、修学旅行費、校外学習に係る費用等（ただし、修学旅行等の学校行事については、受講者の意向を確認し、参加を義務付けることのないように配慮すること。）
- (2) 補講の取扱い
- 可能な限り行わないこととしますが、資格取得要件に満たない場合は、補講を行って差し支えないものとします。その際、補講の費用は受講者本人の実費負担とします。
- (3) 修了要件
- 総訓練時間の80%以上の訓練受講時間があるほか、次の要件を満たす必要があります。
- ア 名称独占資格等取得コース及びITスキル資格取得コース  
訓練期間中に設定した資格試験を受験し、資格を取得すること。ただし、法律に基づき養成施設等の指定を受けている場合は、当該指定の要件となる養成課程の修了要件に適合することとします。
  - イ 職業実践専門課程コース及び専門職学位課程コース  
文部科学大臣の認定及び法律の基準に基づき設定される課程であることに鑑み、委託訓練実施機関の定める卒業要件を修了要件とします。
- (4) その他
- ア 県が定めた受講辞退申出期限を過ぎ、訓練受講を辞退する場合のテキスト代等については、委託訓練実施機関と受講者で協議するものとします。
  - イ 本科生について留年制度がある場合であっても、受講生については留年制度が適用されないため、修了見込みがなくなった時点で原則退校になるものとします。